会員制場外勝馬投票券発売所
エフケイバ木更津・J-PLACE 木更津
－ 会 員 規 約 －

第１条（目的・適用）

本規約は、競馬法に基づき設置された会員制場外勝馬投票券発売所「エフケイバ木更津／J-PLACE 木更津」（以下「本施設」）の利用に関し、株式会社アバンス（以下「当社」）が定める会員制度の条件を規定するものです。会員は、競馬関係法令、当社が定める各種規約・規程および本規約を遵守し、施設内外の秩序と周辺地域の良好な環境維持に努めるものとします。

第２条（会員）

会員とは、20 歳以上（法令により競馬場等への入場を禁止されている者を除く。）で、当社所定の入会手続を経て会員台帳に登録された者をいいます。

第３条（入会金）

入会金は当社が別に定める利用規程によります。納入された入会金は返還しません。

第４条（会員証）

１． 当社は会員に対し、エフケイバ木更津／J-PLACE 木更津会員証（以下「会員証」）を発行します。
２． 会員証は本人のみが使用でき、第三者への貸与・譲渡を禁じます。
３． 紛失時は、会員本人が速やかに当社へ届出るものとします。再発行を申請でき、再発行手数料は当社が定める金額とします。機能不全・摩耗等当社起因の場合は無償交換とし、旧会員証は回収します。
４． 会員証を会員本人以外の第三者が使用したことにより生じた損害・費用等は 、会員の責任と負担とします。
５． 会員証の不正使用が認められた場合、当該会員は会員資格を喪失し、関与した非会員は入会をお断りします。

第５条（有効期限・更新）

１． 会員証の有効期限は会員証面に記載します。
２． 有効期限満了後も継続を希望する場合、当社が定める所定手続を経て更新することができます。
３． 期間内に更新手続がない場合、会員証は失効し会員資格を喪失します。再入会には改めて入会手続（入会金）が必要です。

第６条（利用方法）

本施設の具体的な利用方法は、当社が別に定める施設利用規程によります。

第７条（禁止事項）

１． いったん購入した勝馬投票券（以下「馬券」）について、券面事項の変更や買戻しを請求することはできません。
２． 目的の如何を問わず、第三者から馬券購入に関する委託を受けてはなりません。
３． 本施設周辺におけるゴミ等の投棄、環境・美観を損なう行為を禁止します。

第８条（入場拒否）

当社は、次の各号に該当する者の入場を拒否します。

(1) 会員証を所持していない者／他人名義の会員証を使用する者
(2) 立入禁止区域へ無断で立ち入る者、危険物等を所持する者
(3) 暴力団関係者、集団的・常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
(4) 服装・泥酔・大声等により他人の迷惑となる者
(5) 競馬に関し法令等により禁止・停止されている者
(6) 第 12 条（欠格事項）に該当することとなった者
(7) その他法令等により競馬場等への入場を拒否された者
(8) 本規約に違反し、または違反するおそれがある者

第９条（退場命令）

入場後に前条各号に該当した者、違法行為を行う（または行おうとする）者、他人の馬券購入を妨害・強制・干渉した者、施設内で販売・頒布・物乞い・寄附の勧誘・業としての予想行為を行った者、施設秩序を乱した者に対しては、退場を命ずることがあります

第１０条（免責）

１． 天災地変、システム障害、設備の使用不能その他やむを得ない事由により、発売・払戻を中止または変更する場合があります。これ

により会員に生じた損害について、当社は法令上の責任がある場合を除き、一切の責を負いません。

２． 本施設で発売した馬券が、やむを得ない事由により本場競馬場での販売金額と合計できない場合は、当該馬券を無効とし、券面金額を返還します。

第１１条（届出事項の変更）

１． 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、遅滞なく当社所定の方法で届出るものとします。

２． 届出を怠ったことにより、当社からの通知等が延着または不到達となった場合、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

第１２条（欠格事項）

次に該当する者は会員となれません。会員が該当するに至った場合、速やかに届出るものとし、届出を怠ったときは会員資格を喪失します。

（1）民法による後見・保佐・補助の審判を受けている者、または破産者で復権を得ない
（2）競馬および公営競技に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた者
（3）競馬法第 29 条により地方競馬に係る勝馬投票券の購入等が制限されている者
（4）本施設において馬券の販売その他の事務に従事する者
（5）その他法令等により、競馬場等への入場を拒否された者

第１３条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号に該当する場合、会員資格を喪失します。

（1）書面により退会を申し出たとき
（2）入会申込書または添付書類の記載が事実でないと判明したとき
（3）前条の欠格者となったとき
（4）死亡したとき
（5）第 7 条〜第 9 条に定める行為を行ったとき
（6）会員の立場を利用して不正行為を行ったとき
（7）その他当社が解約を必要と認めたとき

第１４条（開場遅延・休止）

天災地変その他やむを得ない事情により、営業開始の遅延または開場の休止を行う場合があります。会員はこれを承認するものとします。

第１５条（入場制限）

混雑時には入場制限等の運用を行うことがあり、会員はこれに従うものとします。

第１６条（規約の改定）

当社が本規約を改定する場合、相当の方法で事前周知します。適 用日以降に会員が本施設を利用したときは、改定に同意したものとみなします

第１７条（反社会的勢力の排除）

当社は、会員が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当する場合、またはこれらと関係を有すると合理的に認められる場合には、入会を拒否し、または会員資格を取り消すことができます。

会員は、自己が前項に該当しないことを表明し、将来にわたってもこれに該当しないことを保証するものとします。

第１８条（通知方法）

当社から会員への通知は、当社施設内の掲示、当社ウェブサイトへの掲載、または登録されたメールアドレスへの送信により行うものとします。

前項の通知が発信された時点で、会員への通知は到達したものとみなします。

第１９条（準拠法および合意管轄）

本規約の解釈および履行に関しては、日本法を準拠法とします。

本規約に関連して当社と会員との間で生じた紛争については、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 12 月 1 日改定